

砺波市結婚新生活支援補助金チェックリスト

【対象者】

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - 婚姻日において夫婦ともに39歳以下であること
 - 令和6年中の夫婦の所得合計が500万円未満であること
 - ※貸与型奨学金を返済している場合、令和6年の年間返済額を控除する
 - 申請時において、夫婦の住所が砺波市内の申請に係る住宅となっていること
 - 補助金の交付を受けた日から1年以上、市内に居住する意思があること
 - 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
 - 夫婦ともに過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ※他の補助金との併用は原則不可（家賃支援補助金は併用可ですが、同じ月に対して両方の補助を受けることはできません。）

【対象経費】

婚姻に伴う新生活を開始する際の費用

- ①住宅取得費用
 - ②住宅賃借費用（賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
 - ③リフォーム費用（倉庫、車庫や外構に係る工事等、家電購入・設置に係る工事等は対象外）
 - ④引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）
- ※R7.4.1～R8.3.31に支払ったものに限る。

※住宅賃借費用は、婚姻後の家賃が対象となります。ただし、契約書や申込書で夫婦2人のお名前と続柄が確認できる場合は、婚姻前の費用も対象とできます。

【補助金額】

・夫婦が実際に支払った金額で、次のいずれかを上限とする。

- ①夫婦ともに29歳以下 上限60万円
- ②夫婦の一方または双方が30～39歳 上限30万円

※補助上限額に達しなかった場合、翌年度に限り継続交付可能



【返還要件】

次に該当したときは、返還を求める場合があります。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

〈問合せ先〉

砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp

手続きの流れ

① 申請のご予約（R7.6.1～）

※婚姻前でもご予約可能です。予算に達した場合、予約を受け付けられない場合がございます。お早めにご相談・ご予約ください。

●お持ちいただくもの

夫婦の所得証明書（令和6年分）

対象経費の額がわかる書類（見積書、賃貸借契約書等）



② 交付申請及び請求

●提出期間（R7.6.1～R8.3.31）

対象経費を支払った後

●提出するもの

交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

世帯員全員の記載がある住民票の写し（続柄の記載があり、発行から3か月以内）

夫婦の所得証明書（令和6年分）

住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合）

住宅の賃貸借契約書の写し（賃貸住宅の場合）

リフォーム工事の工事請負契約書又は請書の写し（リフォームをした場合）

引越にかかった費用の明細が分かる見積書等の写し（引越に業者を利用した場合）

対象経費の領収書又は支払が確認できる書類の写し

貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）

夫婦の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅を賃借した場合）

※給与所得者である場合は、住宅手当等をもらっていない場合もご提出ください。

離職票又は雇用保険受給資格者証の写し（婚姻を機に離職した場合）

誓約書（様式第2号）

市税等納付（納入）状況確認承諾書 ※18歳以上の世帯員全員分

交付請求書（様式第4号）

振込先がわかる通帳又はキャッシュカードの写し



1～2か月程度（不備等がない場合）

③ 指定口座へ振込